

令和5年9月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和5年9月6日(水)午前9時30分から午前10時12分まで

場 所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 報告案件

日程第 1 (報告第20号) 専決処分の報告について(学校教育課)

日程第 2 (報告第21号) 相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申について(学校教育課)

出席した教育長及び委員(6名)

教 育 長 渡 邊 志寿代

教育長職務代理者 小 泉 和 義

委 員 平 岩 夏 木

委 員 岩 田 美 香

委 員 宇田川 久美子

委 員 白 石 卓 之

説明のために出席した者

教 育 局 長 高 橋 良 明 学校給食・規模適正化 有 本 秀 美
担 当 部 長

学 校 教 育 部 長 農 上 勝 也 生涯学習部長 村 田 典 久

教 育 局 参 事 岩 崎 雅 人 教育総務室総括副主幹 的 場 秀 剛
兼教育総務室長 (総務企画班)

学 校 教 育 課 長 三 谷 将 史 学校教育課担当課長 前 島 利 広
(人権・児童生徒指導班)

事務局職員出席者

教育総務室主任 栗 原 明 伸 教育総務室主事 田 中 瑠 菜

開 会

渡邊教育長 ただいまから、相模原市教育委員会9月定例会を開会いたします。

本日の出席は6名で定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、宇田川委員と白石委員を指名いたします。

専決処分の報告について

渡邊教育長 それでは、これより日程に入ります。

日程1、報告第20号、「専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

三谷学校教育課長 報告第20号についてご説明申し上げます。

市立中学校の管理下に生じた事故に係る損害賠償額の決定についてご報告するものでございます。

お手元の資料2枚目、別紙、専決処分書の裏面をご覧ください。

中段下、事故の状況についてでございますが、令和5年6月14日、午後7時30分頃、京都市内の宿泊施設において、修学旅行で宿泊していた市立中学校の生徒らが入浴していた際、浴室の引き戸を両方向から引き合い、当該引き戸を破損させたものでございます。

本市の責任割合につきましては、記載のとおり100%。損害賠償額につきましては、引き戸の修理費用として、8万8,000円でございます。

表の下段をご覧ください。再発防止策といたしましては、職員会議で学校長より事案を共有し、事前指導の甘さ、教員の監督不行き届きで起こった事故であることを確認するとともに、再発防止に向け、十分な事前指導及び適正な職員配置が必要であるということを知いたしました。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

小泉教育長職務代理者 そもそもこの中学校の生徒は、普段はどのような行動をとっていたのでしょうか。

三谷学校教育課長 普段から特段何か問題行動が多いというわけではございません。

この事故の経緯について、お風呂場でふざけていて、脱衣所の方に水をかけようとしたので、それを止めるために戸を閉めた生徒と、戸を開けようとした生徒があり、両方向から力が加わり、上と下のレールの部分が破損したという形でした。

渡邊教育長 状況はご理解いただけでしょうか。

小泉教育長職務代理者 本件については、監督不行き届きなのでしょうか。

三谷学校教育課長 職員なのですが、入浴の際の指導に入っていたのですけれども、脱衣所ではなく、外にいて、その脱衣所の中をしっかりと確認できていなかったという状況でした。

平岩委員 再発防止策のところ、事前指導及び適正な職員配置が必要であると書かれているのですが、これは結局、着替えるところに配置が必要という周知であるならば、ちょっと行き過ぎのような感じがいたします。言葉でこう書いてあると、何となく読み過ごしてしまうのですが、ここでどんなことをおっしゃっているのか確認させていただきたいです。

三谷学校教育課長 このところなのですけれども、音が中でしていたのにもかかわらず、中に入らなかったというところがありました。そういったところから、待機する場所や、対応ができるような体制であるとか、そういったところは必要ではなかったのかということも学校側としても反省をしまして、ここに記載をしております。

岩田委員 普通に考えれば、音がしたら脱衣所の方に行くと思うのですが、それをしなかったということなので、教員自身が自分で気づき、動けるようにする教員の研修が必要なのではないかなと思います。やはり事前学習とかで子どもたちに修学旅行で楽しいのだからけども、やはり物を壊すとか、そこまでの悪ふざけは駄目だよというところで、指摘する必要があると考えます。私もやはり今の2人の委員が言われたように、何か監視するようになっていくというのはちょっと怖いなと思っております。

渡邊教育長 監視ではなくという体制づくりが必要ということではよろしいでしょうか。

岩田委員 音がして行かなかったのという方の先生の事前指導をしていただきたいと思います。

渡邊教育長 研修等で対応をお願いいたします。

では、この件はよろしいでしょうか。

相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申について

渡邊教育長 では、次に、日程 2、報告第 2 1 号、「相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

三谷学校教育課長 報告第 2 1 号、相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申について、ご報告申し上げます。

まず、別紙、いじめの防止等に関する施策の実施状況の検証について（答申）をご覧くださいと思います。

本答申書ですが、教育委員会から、令和 5 年 7 月 1 1 日付で諮問した事項について、相模原市子どものいじめに関する審議会から答申をいただいたものでございます。

諮問事項 1 といたしましては、市が令和 4 年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況の検証について、諮問事項 2 といたしましては、市立小中学校等が令和 4 年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況の検証についてでございます。

本審議会ですが、いじめ防止対策推進法第 1 4 条第 3 項の規定に基づき、いじめの防止等のための実効的な対策について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、または意見を建議する機関でございます。今年度は、7 月 1 1 日と 8 月 4 日の 2 回開催いたしました。

各委員の皆さんからは、様々な意見をいただいたところでございます。

それでは、2 ページをお開きください。1、諮問事項 1 に対して、各委員から出された意見でございます。ここの「各委員から出された主な意見」においては、審議会の中で、各委員から出された主な意見が、（ア）から（カ）まで示されております。隅つき括弧の最初にある番号が関連する施策でございます。なお、2 ページと次の 3 ページのアからカまでは、それぞれ意見と提言として対応をしております。

まず、（ア）でございます。こちらですが、いじめを受けていても、声に出せない子どもたちがいる。「これらの子が置き去りにされないためにも、電話相談は有効な手だてではないかと考える。また、児童生徒においても、自分たちでいじめを解決する力を身につけていく必要があるのではないか」との意見が記載されております。

この中の議論としては、相談を受ける時間が平日の昼間のみから 2 4 時間となったことで、相談を拾いやすい状況になったのではと考えているなどの意見がありました。

ここから審議会として総括した内容が、3 ページの提言（ア）にありますように、「教育委員会は、全ての児童生徒及び保護者が、いじめに関する相談を必要としたときに速や

かに相談ができるよう、市の関係各課や学校及び家庭・地域と連携し、相談体制の一層の周知を図る必要がある。この体制づくりが、いじめの早期発見や速やかな解決につながる。」という部分になります。

また、「児童生徒が発達段階に応じて、友人関係のトラブルやいじめを自分たちで解決できる社会的態度を身につけられるように、学校ばかりでなく相談機関においても支援をしていただきたい。」と示されています。

続いて、2ページの(イ)でございます。「市内の中学校で、人権作文についてかなりの生徒が取り組んでおり、人権について考え、いじめをテーマとしている生徒も多くいる。児童生徒がポスター制作や作文を通して、いじめ防止に向けた発信をする取組も考えられるのではないかと。との意見から、3ページでございます(イ)の提言といたしまして、「児童生徒が、いじめの防止等について主体的に考え、取り組んだことを地域に向けて発信することは、いじめの防止等において大変有効である。市及び教育委員会は、情報発信を含めた児童生徒のいじめ防止に関わる主体的な活動が持続できるように支援し、学校のみならず、家庭、地域にも連携と協力を呼びかけていただきたい。」と示されました。

教育委員会といたしましても、毎年開催しています、いじめ防止フォーラムにおいて、参加校の代表児童生徒が発表した、いじめ防止に向けた学校での取組やグループで協議した内容について教職員向けに発信するだけでなく、人権福祉活動展等でも紹介しているところでございます。人権福祉活動展につきましても、令和4年度から展示場所を増やしてございますが、今後地域に対して、いじめ防止等に向けた児童生徒の取組を発信できるよう、関係各課と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、ウ、エ、オを飛ばしまして、力でございます。「児童生徒は、SNS上で複数のグループに参加しながらも、友人とのやり取りに過度に神経を使っている面もある。SNSの適切な利用の促進に向けた取組が必要である。」との意見が記載されております。

こうした中の議論としましては、SNSがいじめの1つの大きな要因になっている、仲間外れや愚痴を言われる等が原因で不登校につながる例もある、その部分について、事務局で提言への反映を検討してほしい、チャットGPTを含め、SNSに関する話題はどんどん大きくなりそうだと感じている、との発言がありました。

このことから、提言といたしまして、「教育委員会は、ネットに関わるいじめの未然防止につなげるため、「情報セキュリティ・モラルハンドブック」等が活用できるよう、研修等で取り上げ、各校での取組を、家庭・地域に発信していただきたい。」としていると

ころでございます。

続いて、4ページをご覧くださいと思います。諮問事項2、市立小中学校等が令和4年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況の検証についてでございます。アの各委員から出された意見の(ア)につきまして、「いじめの未然防止・早期発見のために、日頃からの児童生徒理解が大切である。また、いじめの件数が減ることがプラスであるとは考えず、教員はアンテナを高く張り続けることが大切である。」という委員からのご意見について、下のイ、提言(ア)としまして、「教員は日常の学級経営の中で、児童生徒の自主的・自発的な活動が行えるよう、地道な支援をしなければならない。このような地道な支援を通して、生徒一人ひとりが学級に自分の居場所を感じられるようになることで、いじめの発生要因を減らすことにつながる。また、今後もいじめの発生件数の増減にこだわらず、いじめの積極的な認知をしていただきたい。」と示されました。

本市の状況といたしまして、いじめ発見のきっかけは本人からの訴え及び保護者からの訴えが全体の半分以上の割合を占めており、これは、日頃から学校と児童及び保護者の信頼関係が築けているものと捉えております。引き続き、担当者会や学校訪問研修等はいじめの定義について周知徹底し、子どものセーフティネットが広がるよう努めてまいります。

最後に、参考資料2が後ろにございます。ここのA3用紙、2ページ目にございます。こちらをご覧くださいと思います。

今後につきましては、本審議会からいただいた提言を踏まえまして、いじめの防止等に係る施策の実現に努めるため、本答申の内容につきましては、こちらにございます市の関係各課、機関に対して周知してまいります。

その際、本審議会からの提言を踏まえた施策の実施に努め、いじめの未然防止、早期発見、対処の目的に対して、振り返り及び次年度の施策に反映されるよう、それぞれの市の関係各課、機関に依頼いたします。

以上、相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申についてご報告申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

岩田委員 各委員から出された諮問の1に対しての(ア)で、2つ目のパラグラフのところで、子どもたちが自分でいじめを解決する力を身につけていく必要があるのではないかという意見に対して、提言の方では、自分たちで解決できる社会的態度を身につけられる

ように、学校だけではなく、支援機関も支援をしていきたいというのは、今いただいた資料の方で言うと、どこにどう反映されるのでしょうか。個人的には、子どもが自分でいじめを解決する力というよりは、その前段階である、声に出せない子どもが出していくという方が大事だし、自分で片づけようとして、無理してしまって結果自死してしまうということもあり得るので、あまりこの2つ目のパラグラフのところには、個人的には同意しないのだけれども、逆にそれが施策に反映されるとしたら、参考資料の2のどの辺に反映されるのかを教えていただきたいなと思います。

三谷学校教育課長 自分でいじめを受けたときに、自分の中に抱えるのではなく、相談機関等を通じて発信することで、解決につなげていきたいという思いがございます。

そうしたところで、こちらのアのところにもございます、施策の早期発見の21の部分です。さがみはら子どもの権利相談室（さがみみ）の運営とございます。こちらの部分ですとか、その次の22、いじめ相談ダイヤル、24、ヤングテレホン相談対応、こうしたところに意見をつなげまして、子どもたちが自分で感じた、そのいじめというところを発信できるように、自分の中から伝えて、そこを受けて、いじめの解決につながるよというところで、こちらの市の関係各課には周知徹底していくという予定でございます。

岩田委員 ここに電話できたら、6割7割はもう解決していて、この電話をするというところまでのところをどうするかというのが結構、いじめに限らず、いろんな相談のところにつなげる難しさなのだと思うのですが、いかがでしょうか。

三谷学校教育課長 まさにそういった課題があるかと思います。というところで、ここの提言の部分からは外れてしまうのですけれども、そうしたいじめがあったときに、こうしたダイヤルがあるよ、こうした相談機関があるよということをしかりと私たちは周知をしていき、そこを基に、そのためにいじめの強化月間ですとか、フォーラムですとか、そういったところで子どもたち全体、また保護者に対しても周知をしていくという流れで行っていきたいと考えております。

宇田川委員 今のお話を伺うと、ここの提言の（ア）に記載されている、自分たちで解決できる社会的態度というものの具体的な内容として、いじめだと感じたときに、それを自分でこういった相談機関に発信できるということと理解したのですけれども、そういったことでよろしいのでしょうか。

三谷学校教育課長 その通りです。

宇田川委員 そうした場合に、やはりこの表現と意味が何かちょっと乖離している気が、

理解しにくいので、もうちょっと具体的に分かるように、この社会的態度を身につけられるようにというところを変更した方が分かりやすいのではないかなというようには感じました。

岩田委員 逆に、提言のところ、自分だけで解決しなくていいようにと書いてもいいぐらいただと思うのです。自分だけで抱え込まないで解決していくと書くぐらいの方が、かえってちょっとしたことでも電話していいのだというところにつながっていくのかなと思います。

渡邊教育長 委員からご意見が出たのですけれど、子どものいじめに関する協議会からの答申の取扱いとして、この文言そのものを修正するのか、これを基にどこかで修正をするとか、どういう取扱いが可能かを教えていただけますか。

三谷学校教育課長 こちらは、会議体で出された提言でございますので、この文言を変えるということは難しいため、これを受けて、私たちの発信の中で、今おっしゃっていただいたようなことを入れ込む中での取組とさせていただきたいと考えられますが、いかがでしょうか。

小泉教育長職務代理者 事務的にはそうなのかなと思いますけれども、私も実はそこが一番気になっていて、まずはいろんな人に相談してみようという意味では、提言がちょっと言葉足らずだったような、いろんな方向性が広がってしまっている気がいたします。

渡邊教育長 委員からご意見が出たところですが、この答申をホームページ等にアップしていますよね。そういったところに、教育委員会でのご意見が出たことを、何か補足を付記するようなことが可能かどうかはいかがでしょうか。

三谷学校教育課長 今おっしゃっていただいたところにつきまして、委員の方々にご連絡を差し上げまして、補足等の何らかの形で修正できるようなところも含めて、検討させていただきたいと考えます。

渡邊教育長 補足、もしくは修正等をこちらの審議会の方とも調整をさせていただくというところでいかがでしょうか。

小泉教育長職務代理者 今みたいな話題がその審議会では出なかったのでしょうか。

三谷学校教育課長 自分たちの受けたところをしっかりと発信できるようなところにしていこうというところで、この文言と、議論がかみ合っていないというような議論はなかったということです。なので、審議会の委員の皆様は、この文言が先ほどのイメージとして捉えていたというところでございます。

岩田委員 言葉を大切にしてほしいです。

渡邊教育長 ほかに何かご意見はございますか。

小泉教育長職務代理者 この提言の中に、教員、教職員と異なる記載があり、特に工のところは教職員になっているのですが、これは何か意図があるのでしょうか。

三谷学校教育課長 基本的に、ここの差は意識していないところではございました。教職員という意味で、学校に関わる教職員という意味で使っているところではございます。

白石委員 先ほどのことにちょっと関連しているかもしれませんが、さがみはら子どもの権利相談室、それから、22のいじめ相談ダイヤル、24のヤングテレホン相談対応、について、資料を見てみますと、実績が、さがみはら子どもの権利相談室（さがみみ）の部分で、相談件数105件中、いじめに関する相談は1件。それから、いじめ相談ダイヤルの方は52件、ヤングテレホンは239件中、いじめに関する相談は10件ということで、この件数をどう捉えるのかなというところだとは思いますが、そもそももう普通にみんなスマホを持っていますけど、LINEで文字のやり取りをするだけですし、電話をすること自体がすごく子どもたちにはハードルが高いのではないかなと思います。

せっかく一人ひとりタブレット端末を持っていますので、それをうまく活用して、困ったことを相談できるようなシステムというか、そういうことを何か考えられないのかなという気がします。やはり文字に起こすことは結構みんなできるので、何かそういう対応が考えられれば、いじめに関するのではなく、学校への行きづらさだとか、困った感を文字で表現する。それを受けて、担任の先生や別なもっと上の人に聞いてもらいたいという場合もあるかもしれませんが、何かそのようなことが考えられたら、もっと子どもたちは楽に気軽に相談しやすくなるのかなと感じています。

三谷学校教育課長 電話についてでございます。今年度から24時間対応になったということで、実は相談件数として、昨年度の同期と比較をしましても、やはり増えているというところがあります。なので、電話の有効性がどうかというところについては、有効性はあると考えています。

一方で、文字のというところにも現在の子どもたちの状況を考えると、むしろそちらの方が日々慣れているのではないかなというところは、まさにそのとおりかと思えます。教育委員会としましては、県で行っていますLINEの「いのちのホットライン@かながわ」ですとか、こども家庭110番のLINEですとか、そういったところをご紹介しまして、その文字のところにも県と連携して対応しているところではあるのですけれども、こうし

たところのニーズがますますこれから広がっていく、高くなっていくというところの検討はさせていただかなければいけないところなのかなと感じるところでございます。

白石委員 多分、今までどこもこんなことをやったことがないと思うのですけれども、多分何か調べるとかということ自体がまず1つ大きなハードルで、いつも手元にあるところから気楽に相談できるようなことが考えられたら、もっといいのかなと感じました。ぜひそのような取組ができれば、すごく画期的だなと思います。

平岩委員 4ページの提言イの(ア)のところですが、教員はずっと書いてあって、生徒一人ひとりが学級に自分の居場所を感じられるようになることで、いじめの発生要因を減らすことにつながるという、ここの生徒一人ひとりがから減らすことにつながるというところが、ちょっと私はどういうことを言っているのか分からないのですが、少しご説明いただければと思います。

三谷学校教育課長 ここは、日々の学級経営が大切であるという提言の部分でございます。子どもたちが自分の居場所をしっかりと見つけることにより、いじめ自体が減っていくのではないかと。それが、いじめの発生要因を減らすことにつながるというところで、学級経営の中で、子どもたちが連携して協力して、いろんなことに立ち向かうことができれば、減っていくのではないかと提言でございます。

平岩委員 先ほども申し上げたのですが、言葉ですっと読んでしまうのだけど、その裏というか、中身がしっかりと見えてこないというのをすごく感じます。

もう1つ、いじめに関する審議会の皆さんの中で、例えば、実際にいじめを経験されたことのある方だとか、そういう方がいらっしゃるのかなというのをちょっとお伺いしたいところです。お子さんでも何でもいいのですが、何かすごく言葉だけが先行しているような気がしているので、その辺をお伺いできればと思います。

渡邊教育長 いかがですか。審議会の中で、そういった経験談のようなお話は出てくるのでしょうか。

三谷学校教育課長 審議会の委員の皆様ですが、大学の学識経験の方ですとか、また、スポーツ少年団で指導員をされている方、校長等がいます。元校長先生もいらっしゃるため、日々子どもたちの指導に関わっているというところで、いじめの対応を行っていらっしゃると思います。ご自身がいじめを経験しているかというところは、私どもの方では把握はしていないのですが、いじめの対応については、それぞれの立場でこれまで対応していただいた方が多く入っていらっしゃいます。

岩田委員 先ほどの平岩委員の意見に重なるようなのですが、委員の構成がそうだからかは知らないけども、やはりここに書いてあるのは、少し前の考えだとおもいました。今やはり学校に居場所を見つけるのではなくて、学校以外のところでもいいと学校を絶対化ではなく、相対化していく中で、その子自身の居場所を見つけられればということで、多分地域のいろんな居場所づくりも盛んになってきているので、それを学校に居場所を感じられるようになると、いじめる方も、いじめられる方が分からないけど、発生要因を減らすというのは、ちょっとワンステップ古いかなという感じはします。

渡邊教育長 ご意見がございました。こういったこの教育委員会でのご意見を審議会に対して返すような仕組みはこれまではあったのでしょうか。

三谷学校教育課長 昨年までは、そういった取組は行っていないところです。

渡邊教育長 今年度、今後の開催予定はございますか。

三谷学校教育課長 3月に書面での開催を予定しているのですが、先ほどのご意見を幾つか修正案も含めて、補足も含めてというところがありますので、そういった中でお伝えすることは可能ではないかと考えています。

岩田委員 やはりこの仕組みはつくっていかないといけないと思います。でなければ、やはりこの教育委員会の教育委員の意義があまりなくなってしまうし、ホームページ上で載せていくのも悪くはないのだけでも、ホームページ上で何か議論していくみたいになってしまうので、その仕組みをつくっていただきたいなと思いました。

渡邊教育長 審議会に教育委員会からの意見ということで、しっかり伝えた上でのさらに議論の深まりというものが行われることをお願いしたいと思います。

三谷学校教育課長 今のご意見を踏まえまして、しっかりと伝えていきたいと考えます。

渡邊教育長 ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

では、この件は終わりにさせていただきます。

それでは、ここで前回定例会後の私の活動状況についてご報告させていただきます。

8月、夏祭りのシーズンでございまして、8月11日、串川夏祭りということで、串川中学校のグラウンドで行われた地域のお祭りなのですが、串川中学校の中学生が出店を行うという以前から行われていた活動で、保護者や地域の方がその指導をしたり、実際の料理は危険を伴うものもあるので、お父さん、お母さん方が実際は調理して、中学生が店員をやったり、PR、お店の宣伝をしたりということをやって、地域子どもたちや大人もみんな中で和気あいあいと盛り上がる、また、幾つか太鼓の団体であったり、フラダンス

の団体であったりが来て、みんなで見て盛り上がるという、そういう活動でした。

翌日、12日は、鳥屋の獅子舞を見てまいりました。これについては、市の登録無形民俗文化財、県指定の無形民俗文化財ということで、鳥屋の獅子舞保存会が行っておりますが、実際、とても伝統があるすばらしいものだと思いましたが、担い手の方がご高齢の方と逆にお若い方ということで、担い手不足というのがやはり課題になっていくのかなというところも感じたところです。こちらについても、鳥屋地域の鳥屋学園の中学生が様々な装束を着て、地域を盛り上げる活動を行ってまいりました。

それから、8月19日、さがみはらジュニアハイスクール議会というのが行われまして、これについては、市内の中学生を募集して、相模原の様々な課題、学校の課題も含めて、いろいろな意見交換をして、市議会の議場において、実際に市長、副市長、部局長などに質問して、議論をし、その後、政策提言を行うということを行いまして、こういう体験をする、チャレンジをするということで、いい経験ができたのではないかと思います。

私からの活動報告は以上でございます。

では、ここで次回の会議予定日を確認いたします。

次回は、10月27日、金曜日、午前9時30分から、教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

それでは、次回の会議は、10月27日、金曜日、午前9時30分から開催予定といたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会

午前10時12分 閉会